岩手県告示第465号

オートキャンプ場条例(平成11年岩手県条例第21号)第7条第2項の規定により、岩手県立陸前高田オートキャンプ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年9月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額に、小学校児童及び中学校生徒(次のいずれかに該当する者を除く。)が使用する場合にあっては1人につき 350円、その他の者(次のいずれかに該当する者及び幼児を除く。)が使用する場合にあっては1人につき700円を加算した額
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (3) 知事が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者(知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児)
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者の介護を行う者((1)から(3)までに掲げる者1人につき1人に限る。)
- 2 附属の設備を使用する場合にあっては、1による額に表2に掲げる額を加算した額
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年9月23日

表1 施設の利用料金

区分		単位		利用料金
オートサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	通常日	円
				6, 000
			繁忙日	8, 000
	一時使用	1区画につき	通常日	2, 000
			繁忙日	2, 500
ドッグランサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	通常日	13, 000
			繁忙日	16, 000
	一時使用	1区画につき	通常日	4, 000
			繁忙日	5, 000
フリーサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	通常日	3, 500
			繁忙日	4, 500
	一時使用	1区画につき	通常日	1,000
			繁忙日	1, 500
ケビン	宿泊	1日までごとに1棟につき	通常日	22, 000
			繁忙日	25, 000
	一時使用	1棟につき	通常日	8,000
			繁忙日	8, 500
ドッグランケビン	宿泊	1日までごとに1棟につき	通常日	30,000
			繁忙日	33, 000
	一時使用	1棟につき	通常日	9, 000
			繁忙日	11,000

グランピング施設	宿泊	1日までごとに1棟につき	通常日	23, 000
			繁忙日	26, 000
	一時使用	1棟につき	通常日	6,000
			繁忙日	8,000
フリードッグラン	宿泊	1日までごとに1頭につき		0
	一時使用	1頭につき	通常日	1,000
			繁忙日	1,500

- 備考1 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。
 - 2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。
 - 3 「通常日」とは、繁忙日以外の日をいう。
 - 4 「繁忙日」とは、次に掲げる日をいう。
 - (1) 4月29日から5月7日まで、7月15日から8月20日まで、9月16日から同月18日まで、10月7日から同月9日まで、11月3日から同月5日まで及び12月23日から1月8日までの期間内の日
 - (2) (1)に掲げる期間以外の期間内の金曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)の前日

表 2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
シャワー	1回につき	円
	I line 26	0
洗濯機	1回につき	0
乾燥機	1回につき	0
テント乾燥機	テント1式につき	15, 000
電源設備	1日までごとに1式につき	1,000

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。